

## 第7回大阪府市規制改革会議

日 時 平成26年3月28日（金曜日）午後1時30分～午後2時30分

会 場 大阪府庁本館 2階 第3委員会室

出席委員（6名）

会 長 堺屋 太一（作家、元経済企画庁長官）  
小幡 寛子（公認会計士・税理士小幡寛子事務所）  
岸 博幸（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授）  
福田 隆之（NPO 法人政策過程研究機構理事）  
余語 邦彦（ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授）  
吉川 富夫（元公立大学法人県立広島大学経営情報学部教授）

欠席委員（2名）

上山 信一（慶應義塾大学総合政策学部教授）  
原 英史（(株)政策工房代表取締役社長）

（堺屋会長） ただいまより大阪府市規制改革会議の最終回を開催させていただきます。今日は答申をさせていただく予定であります。委員の皆様方ご出席いただきありがとうございます。知事以下事務局の方もご出席いただきありがとうございます。今回は第7回になりますけども、委員8名のうち上山副会長と原委員を除く6名の方にご出席いただいておりますので本会議は有効に成立しております。それでは配付資料につきまして確認させていただきます。事務局からどうぞ。

（堀井副理事） 資料を確認させていただきます。お手元に置かせていただいております。第7回大阪府市規制改革会議配付資料一覧を表紙といたしまして、次第、配席図、資料1-1「大阪府市規制改革会議提言」、資料1-2「別冊資料」、資料1-3「第一次提言（楽しいまちづくり）」、資料1-4「第二次提言（環境エネルギー・経済産業分野）」、資料1-5「第三次提言（官官規制分野）」、資料1-6「第四次提言（建築土地利用・雇用等分野）」、資料2『「規制・サービス改革部会」について』、資料3「指定管理期間調査結果（概要）」。以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。

なお、これらの資料のうち資料1-1から1-6までの各提言につきましては、前回、第6回会議以降、各先生方にご意見を照会させていただき、会長・副会長からのご指示等を踏まえた内容で、既に提言としてまとめさせていただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、この後の会議の進行を堺屋会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

（堺屋会長） それでは議題1といたしまして、これまでの提言内容を踏まえた最終提言を取り上げたいと思います。先ほど事務局からご説明がありましたように、前回まで議論していただきました「官官規制（地方自治法等による自治体規制）」並びに「建築土地利用・雇用等」も含めて、既に各提言の内容は事前にご了解をいただいているところですので、事務局の方から簡単に説明をお願いします。内容についてはこれまでの提言を集約したうえで、5つの手法で提

言がなされております。上山委員からメッセージが届いているということでもあります。

(吉田政策課長) 提言の中身と上山先生のコメントを併せてご紹介させていただきたいと思えます。

資料1-1が最終提言という形になっております。まず29ページをお開きいただきたいと思えます。29ページがこれまで先生方にお集まりいただきご議論いただいた経緯を記載させていただいております。去年の6月にこの規制改革会議を設置させていただきまして、7月2日の第1回会議から今日まで7回にわたって各種分野について調査検討いただき、今日の資料としてご用意させていただいているように、会議としての提言を取りまとめさせていただいたということになっております。提言の構成といたしましては、いろいろ資料が付いていたんですけども、資料1-3から1-6がこれまで順次とりまとめていただいていたそれぞれの分野提言になっていまして、1-1が最終提言ということで、府市の規制改革を今後も取り組んで行くにあたっての基本的な考え方を示させていただいているものでございます。

それでは最終提言についてご説明させていただきたいと思えますので3ページをご覧ください。目次でして、序章、第1章、第2章と分かれておりまして、序章で規制改革を進めるにあたっての基本的な考え方を書いております。これは前回、堺屋会長からいただいたものを載せさせていただいております。1章で規制改革を進めていくにあたっての手法、これを戦略と呼ばせていただいております。2章では各分野ごとの提言を、委員の先生方から提案いただいたテーマ別のものをトップダウン型ということで挙げさせていただいて、事業者からの声に基づいて提言しているものをボトムアップ型ということで、提言を整理させていただいております。

次のページをめくっていただきますと、基本思想ということで、先ほど申し上げましたように、前回、堺屋会長からお示しいただいたものです。3つめの○にありますように、大阪がもともと持っている進取の気性を取り戻すべく、規制改革を大胆に推進すべきだと、規制改革において日本の先頭に立つべきだと。したがって、東京等よりも厳しい規制は全廃することを基本方針とし、特に、建築とか広告とかの分野では、東京と同水準か、それよりも緩和する必要がある。一番下の○にありますように、これからの高齢化社会にふさわしい規制改革を進めることとし、以上の点に関して国の規制が妨げとなる場合には、国にも働きかけていくんだということをうたっております。

第1章に5つの手法、先ほど、戦略と申し上げましたが、行政はこれまで事業者等が規制緩和を求める個別の法・条例等、これを「WHAT」、何をやるのかということで、個々の条例、規則というのを変えないといけないということで進めて来ましたが、今回の会議では、新しいアプローチとして、5つの手法、新しい手法を提案するというスタイルをとらせていただいております。それが下に並んでいますように、プロジェクト方式、東京と大阪の規制の差を常に意識した規制改革、国の自治体に対する規制緩和、特区制度の活用、府市連携による規制改革と5つの戦略になっております。それぞれの内容について次ページ以降に書かせていただいております。

6ページをお開きいただきますと、プロジェクト方式による規制改革。これは12月に堺屋会長に記者会見でお話いただきましたが、3つ目の○に書かせていただいておりますが、大阪

にたくさんの人が集い、活動するという状況を実現するために、これまでに例のない楽しいまちづくりプロジェクトを大阪で開催して、その実現のために支障となる制度とか規制とかを見直していく。プロジェクトを通じてモデル的に見直ししていくことで、それがうまくいったら、その規制緩和をどんどん広げていくんだと、そういうプロジェクトを突破口とする規制改革を進めるプロジェクト方式を今後とっていきたいというのをここで示させていただいております。

8ページをめくっていただきまして、「戦略2 東京と大阪の規制の差を常に意識した規制改革」ということで、日本で一番ビジネスしやすい環境を大阪で実現していくためには、オリンピックなどで集客が進んでいる東京よりも規制が厳しいというのはおかしい。本会議では東京より厳しい規制等は廃止することを基本方針として常に東京等との差を常に意識した規制緩和の手法をとってほしい。新たに規制を設ける場合や修正する場合にも、原則として「東京等より厳しい規制は行わない」ことを前提に検討してもらうことを求めています。9ページ以下は前回お示しした資料、東京等と大阪の比較を載せております。追加しておりますのは、12ページ、13ページ。12ページに入札制度、13ページに会長からもご指示いただきまして府市の条例、審査基準、東京と大阪を比較して厳しいものに何があるのかを調べさせていただいた結果を掲げさせていただいております。入札制度は、大阪府市ではこれまでは創業後1年経たないと公共調達に参加できなかった。東京はその年の1月1日以降に作った企業は参加できないけれど、1年経ってなくても入札参加できるということで、大阪の方が入札に参加しにくかったという状況がございました。これにつきましては、第1次提言にもちょうだいしてございまして、それを踏まえて今回改正します。4月1日以降は東京よりも緩くなって、1月1日という制限もなくして、4月1日までに起業できていたら入札に参加できるんだという制度に変えさせていただく予定をしております。9番目、条例・審査基準。条例では、府が17、市では5。審査基準では、府で10項目、市で6項目ございます。これらの詳細につきましては、資料1-2に記載させていただいております。これらの改正等につきましては今後、部会でフォローして変えていきたいと考えております。

次に戦略の3つ目、14ページをご覧くださいと思います。国の自治体に対する規制緩和についてうたっております。地方の実情に応じて、公の施設の民間運営や民営化をしようとしても地方自治法をはじめとする法律、政省令、各種通知等、国が全国一律で規制されてございまして、その手続を経ないと実情に応じた変更ができない。これが地方の自主的な取組を阻害する要因となっているので、この分野については、なかなか今まで他の自治体などでは議論されて来なかったと思われます。国が自治体を規制する官官規制というものに着目し、これまでの規制緩和の考え方とは違う手法をやってほしいということで提言にあげさせていただいております。

4つ目が特区制度の活用です。去年9月、府市から国家戦略特区を提案させていただきました。その中にはこの会議で議論いただいたいろんなアイデアも含めて提案させていただいております。今後、国家戦略特区はもちろん、構造改革特区も制度として続いていくといわれていますので、それぞれの特区の特徴を踏まえて、特区提案によって規制緩和を進めていきたいと考えております。先生方すでにご存知だと思いますが、国家戦略特区につきましては、今日の

5時40分から諮問会議が開催されて、6時過ぎには総理の方から挨拶されると伺っております。大阪が提案したものが実りますように、私どもといたしましては期待しておりますのでございます。

次のページをめくっていただきまして、府市連携で取り組んでいく規制改革というのを手法としてあげさせていただいています。去年の2月に、統合本部の下に規制・サービス改革部会を設置しまして、行政改革、企画、法務の職員を中心に特別顧問・特別参与のアドバイスをちょうだいしながら、規制改革、サービス改善の検討をこれまでやっておりますのでございます。この部会を活用しまして、今回いただく提言の具体化を進めていきたいと思っております。取組を継続していくにあたって留意してほしいということで、4つ項目を挙げさせていただいております。府市で改善できる項目は速やかに改善して行ってほしいと。改革するために関係する審議会があり、例えば広告であれば、屋外広告物審議会がありますけど、審議が必要であればすぐに審議会に働きかけて行ってほしい。また、先ほどプロジェクト方式と申し上げましたが、モデルプロジェクトの実施については早急に事業実施を検討してほしいというのが1つ目です。2つ目が国に提案するものです。これについては、国の方でも規制改革会議がいろんな分野で規制改革を議論されています。そこに、自治体あるいは事業者から提案する「規制改革ホットライン」という制度がありますので、そういったものも使いまして働きかけていく、あるいは先ほど申し上げた特区制度も活用して、様々な手法を使って国に対して働きかけを行っていく。3つ目は、こういったことを進めていこうとすると進行管理が大事。工程表を作成して、工程表に基づいて、先ほど申し上げた部会で進行管理を行っていく。進捗管理にあたっては、特別顧問・特別参与等の有識者のご意見を聞きながら戦略的に取り組んでいくことを書かせていただいております。4つ目は、今後も部会で提言の具体化というのはもちろんなんですけど、時代の変化に応じてどんどん合わなくなってくる規制もでてくると思われまますので、引き続き、事業者等の声をきっちり聞いて規制改革を間断なく検討していこうというのを留意点として挙げさせていただいております。

これを受けて、今後進めていくフロー図を17ページで掲げさせていただいております。今回、第7回会議で答申をいただきまして、国に提出するものは省庁と協議していく、あるいは府市自ら改善していくものについては、先ほど申し上げましたように、既に改正しているものもございまして、審議会にかけているものもございまして。そういったものを即座に議論して見直しを進めていきたいと考えています。事業者の意見公募につきましては、去年のある時期に事業者にはアンケートをとりましたけど、この4月にはホームページ等を通じまして募集を続けていきたいと思っております。こうしたものを部会を通じて進捗管理していくと、統合本部会議にあげさせていただいて、知事・市長に確認していただきながら、規制改革を引続き進めていく体制をとりたいと思っております。

18ページ以下が個別提言についての分類です。先ほど申し上げましたように2種類に分けてまして、委員の先生方からちょうだいしたテーマ、例えば、楽しいまちづくり、官官規制といったテーマに沿ってこういうことをやっていきたいと、そこで支障になってくる個別規制はどんなものがあるんだと、それを変えていく提案をしていくという進め方をとったものがトップダウン型の提言。ボトムアップ型というのは、事業者の方々、府民、職員からこういう規制が

問題になっているということを挙げていただいて、それを変えていく2つのアプローチで今まで議論を進めさせていただいておりました。手法をトップダウン型とボトムアップ型ということで手法ごとに分けたのが18ページ以下で整理させていただいたものでございます。これはまたご覧いただけたと思いますのでよろしく申し上げます。

この機会に、先ほど申し上げた、この提言をフォローアップしていく部会がどういうことをやってきたのかを若干触れさせていただきたいと思います。資料2をご覧いただきたいと思います。『規制・サービス改革部会』について」という資料ですが、ここで提言の具体化を進めていきますが、これまでも業規制の見直し、住民サービスの改善、庁内ルールの見直しといった取組を進めてまいりました。

資料2-1が規制条例・審査基準の点検を府市それぞれでしておりまして、25年度は調査対象の条例・規則を、必要性、有効性、効率性といった視点から見直し検討を行いまして、ここに挙がっておりますのは、既に2月議会で提案しまして改正が済んだもの、あるいは今後改正を含めまして8条例12項目を挙げさせていただいております。規則につきましても今月改正するというので4規則を挙げさせていただいております。裏をめぐっていただきまして、審査基準も、国の基準や他の都道府県よりも厳しいものを選び出しまして、変えていこうと今やっております7項目を挙げさせていただいております。次のページが市で行われました点検結果です。これにつきましても、国、他都市の基準と比較するなどの視点で見直しを行いまして、改正済み、予定を含めまして5条例。裏をめぐっていただきまして、審査基準で6項目を既に改正、あるいは改正していく予定でございます。

資料2-2は、サービス改善の取組でございます。これもモデル方式をとっております。モデル施設として、天王寺動物園、美術館、自然史博物館、中央図書館そういったところで、利用者アンケートを去年の3月、4月に行いまして、その意見を踏まえて現場主体で自己点検を行って、サービス改善に現在取り組んでいるところでございます。具体的な改善策は次ページで、トイレ、開館日、開館時間、案内表示の改善に既に取り組んでいるもの、あるいは改修計画を立てて今後取り組んでいくものを挙げさせていただいているところでございます。これらは先ほど申し上げたようにモデルケースでございますので、この結果を踏まえて府市で情報共有しながら他の施設でもサービス改善していくという取組を進めていく予定でございます。

資料2-3は府民・市民のアンケートでございます。資料2-4が市町村のアンケートです。資料2-5が職員のアンケートです。これらのアンケートを踏まえて、規制緩和やサービス改善を進めさせていただいております。職員アンケートの冒頭に付けさせていただいておりますのは、吉川参与のご指導をいただきながらフロー図という形で整理させていただいたもので、生活や産業からの不便・不満というのは、職員が現場感覚でよく感知されている。それらを職員アンケートとして吸い上げて、庁内ルールや慣行の見直しに繋げていく。それを見直すことによって、府民・市民にとってのサービスの改善にもつながるし、職員のやりがいにもつながるというのを示させていただいたものです。次のページをめくっていただきますと、件数を書かせていただいております。府庁324件、市役所1324件、挙がってまいりまして、現在、実施・改善に向けて検討に結びついているものとして、府で18件、市で42件となっております。

最後、資料3でございますが、指定管理の期間について調査させていただいたものでございます。第5回の規制改革会議で指定管理の期間が短すぎるのではないかと、それを実際の事業者にとどれくらいの期間がふさわしいかを確認すべきではないかとご指示賜りましたので今年の1月にアンケートさせていただきました。アンケート結果につきましては、現在、指定管理期間を府市で原則5年ということにさせていただいておりますが、約半数が5年でいいよという回答をいただいております。逆にいうと約半数は不適當であるという回答をいただいております。「適當である」と回答しなかった法人がどのくらいの期間を適當と考えておられるかを裏のページで書かせていただいております、短いという回答もあったんですけど、10年以上というのが足して45%、6年以上も合わせるとだいたい8割近くが延ばしてほしいという意見になっておりました。指定管理期間を長期化した場合にどういったことが可能になるかというと、人材育成、長期的に人材を育てていくことが可能になる。あるいは設備投資も長期をにらんででき、それがサービスの改善につながるのではないかとこの意見はいただいております。ただ、一方で、長い期間になるのであれば途中で管理費用等の金額も変えてほしいというご意見をいただいておりますので、どういうメリット・デメリットがあるのかも踏まえまして、今後、部会等の中で指定管理の期間についても議論させていただきたいと考えておるところでございます。説明が長くなりましたが以上でございます。

それから、上山副会長からのコメントをいただいておりますのでご紹介させていただきます。これまで上山先生にお話させていただいて、まとめたものをいただいておりますが、「これまで、規制改革については国の規制改革会議や、府市の規制改革・サービス部会などで、かなり議論がなされてきたが、必ずしも実行にまで至らなかったという印象がある。そこで、本会議では、実行に至るための手法として、具体的にメルクマールになるようなものを手法として設定した。例えば、プロジェクト方式、東京と大阪の規制の差を常に意識する、官官規制、そういったものを通じて、これまでの行政の発想を超えたやり方をやってほしい」とコメントをちょうだいしておりますのでご紹介させていただきます。

(堺屋会長) どうもありがとうございます。皆さんからご意見がございましたでしょうか。私は、こういう提言をまとめて国に言ったりするのに、府民の方々に分かりやすいキャッチフレーズを作ったらどうかと考えております。お手元に規制改革のキャッチフレーズ案、そしてそれを実行するための、来年が大阪何とか400年だそうでありまして、その何とかというところに、大阪落城とか夏の陣とかあまり縁起の良い話でないものですから、これはどういうふうにしたら良いかと考えまして、お手元に、私の、そして皆さんからもいろいろご意見をいただいたのですが、私の選んだ5つの提案を載せております。委員の皆さん方、どうぞご意見をおっしゃっていただきたいと思っております。

「1 好きやねん！大阪 ワクワドキドキOSK」。それから「2 民都大阪 ミントオオサカ MINT OSK」。「3 楽しいで大阪！ おもろいでオサカン（大阪人）」ですね。それから「4 MINTO大阪！ 好きやねんオオサカ！」。「5 好きやで大阪 やりまひょ！」。この「MINT」というのは、じつは造幣局という意味なんです。大阪は造幣局から始まったから。この「O（オー）」がありますが、同時に薄荷という意味がございますけども。

大阪が大坂城が落城いたしまして、武士の勢力がなくなった。で、大阪城代ができるのですが、大阪城代には600人のサムライが付いておりますけれど、市政には全く関係いたしません。まるで大使館みたいな、治外法権。で、大阪には南町奉行、北町奉行、天満奉行と3奉行がいたんですが、その同心が合せて400人。人口40万人の町で400人しか公務員がいないという驚くべき都市だったんですね。その1615年に大坂城が落城してから、約10年ほどの間に大名がいないというハンディを利用して、たいへんな天下の台所になる。その間に、淀屋常安であるとかいうような人々が活躍いたしまして、大阪米取引所ができました。そういうことを記念して、ミントというのがいいんじゃないかという気がしております。その「MINTO大阪！好きやねんオオサカ」という4番めのあたりがどうかという感じなんですけれども、皆さんから忌憚のないご意見を出していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(吉川委員) ローマ字で書くのがよろしいのですか。

(堺屋会長) 私は、そう思っているんだけど、両方も。2のように漢字で書いてもいいんですけど。大阪都の意味を。「都」は帝都だという人もいるから。

(吉川委員) 漢字のほうが分かりやすいような印象がありますね。ローマ字だとそれをまた説明する必要がでてくる。

(堺屋会長) はい。じゃ、漢字にしましょう。他にご意見は。事務局の方でも、どなたでもけっこうですから。これが、提案にあるプロジェクト型の、来年度から、来年から始まりますプロジェクト型自由化と関係があります。どうですか。

(岸委員) 私も、このキャッチフレーズには民都という表現はぜったい入ったほうがいいと思いますので、2か4が良いかなと。あと、吉川委員がおっしゃったように民都はローマ字だと分かりにくい可能性がありますから、いっそ漢字にしたほうが、たぶん、この規制改革ですとかアナグラムの意味も含めて、意味が伝わりやすいのかなという感じがいたします。

(堺屋会長) 2と4、それから2と4をひっくり返して、4のほうを漢字にして、「民都大阪！好きやねんオオサカ！」というのもありますね。それが良い？知事さんはどうですか。

(松井知事) ぼくが言ってしまうと。ご意見を聞かせていただいて。

(小幡委員) では、意見を言わせていただきます。「民都大阪」は賛成でございます。「好きやねん」というのは、好きになってもらわないといけないので、やっぱり、「おもしろい」とか「楽しい」とか何か一つ入れないと。「楽しいで大阪」だから「好きやねん大阪」という形で、もう一つ加えたらいいかなと思います。

(堺屋会長) そうしたら、「好きやねん」だけやなしに、上の「おもしろいで大阪」をくっつける。

(小幡委員) 「おもしろい」か「楽しい」か何かほしいですね。

(堺屋会長) どうですか皆さん。

(福田委員) 確かに今回、「楽しいまちづくり」が一つのキーワードですから、「民都」と「楽しい」というのが入ると、提言とのつながりが見えやすいですね。

(小幡委員) そうですね。

(堺屋会長) 「楽しいで大阪」。

(小幡委員) もう一つ入れたらいいかもしれないです。「民都大阪」「楽しいで大阪」にもう一つ。

(堺屋会長) 三拍子ですね。「楽しいで大阪」「好きやねん大阪」にしましょうか。ポスターのと

きは、あまり文字が長いとあれなので。では、「民都大阪」「楽しいで大阪」「好きやねん大阪」。  
順番は、どうでしょう。

(吉川委員) 「好きやねん大阪」が最後にくると締まる感じですね。

(堺屋会長) そうですね。では、そんなことで良いことにしましょう。ありがとうございました。

それでは、次の議題でございますけれど、委員のご意見を集約したキャッチフレーズができました。それでこの、来年、プロジェクト型の自由化、規制緩和、これでプロジェクトを絞って実行することになるわけですけれども、東京では、東京オリンピックが2020年であるのにかかわらず、既に委員会ができていますね。組織ができています。で、民都400の組織がまだはっきりしないんですね。これはいかがですかね。何かご意見ございましたら。観光協会とかいろんな組織があるんですけども、府市統合した一本化した組織を作る必要があるかどうか。それで、そういうようなプロジェクト型の規制緩和で、実行しながら、ここは不自由だ、ここはこうだというやつをやらないと、結局、言いつ放しになるんですよ。だから、何かそういうご提案があれば、おっしゃっていただきたいんですよ。事務局のほうで、今、そういうプロジェクト型という提案に対してどういう組織があるのか、ご説明ありますか。

(榮野室長) 大きく2つに分けさせていただきたいのですが、ご提案いただいた10大プロジェクトはじめ、こういうプロジェクトにつきましては、かなり民間主体の部分がございます。それに必要な規制緩和を府市でやっていくという形になりますので、いちおう、必要な規制緩和を相談できる窓口は府市で今、一本化させていただいています。それから、民間とは別に、大阪府市では、2015年をシンボル・イヤーと位置付けておりまして、それを府市で推進するということにつきまして、大阪府のほうは都市魅力創造局、大阪市のほうは経済戦略局と、2つの部局が一緒になりまして推進するという体制を取っています。会長がおっしゃったような、全体をとると、確かに今、組織がまだなのですが、既にやっております「水のにぎわいづくり」ですとか「光の競演」といった個別のイベント、プロジェクトにつきましては、経済界も含めまして、それぞれ委員会を立ち上げて進めている現状でございます。

(堺屋会長) たとえば、道頓堀でプールを作ろうとか、うめきたで絵画塀を作ろうという、なかなかお話が通じないところがあるんですがね。たとえば、都市魅力ということになると、水道局とか河川局とか多岐にわたるものですからね、どこかどなたか一生懸命肩入れしてくれるところがあったらいいと思うんですけどね。

(榮野室長) 今までも、道頓堀プールにつきましては、そういうお話をいただいております、府市でいろいろな担当部局に行かずとも、一元的に相談をお受けして、関係部局を調整することで、大阪市のほうに窓口を作らせていただいております。当然、そこから府に関する部局にもつながらせていただいております。ただ、いろいろ多岐にわたりますので、どうしてもそこが責任を持って答えるというわけにもいかないもので、ちょっとお時間いただいたりとか、担当部局が同席させていただくということになっているかもしれないですが、個別にちょっとこういうところがうまくいっていないというお話であれば、それは個別に対応させていただきたいと思っています。

(松井知事) 堺屋先生が言われるように、この府市のプロジェクトで、民間と一緒にプロジェクトで、もし止まっているところがあれば、それは府市統合本部でやります。ぼくと市長とで決



めます。来週にも統合本部会議がありますので、そこで先生、ぜひ問題点をおっしゃっていただいたら、もうそこで答を出す形を作ります。

(堺屋会長) ありがとうございます。今、知事さんから力強いお話をいただきまして、それでよろしいでしょうか。では、そういうことで、このプロジェクト型規制緩和を大いに推進したいと思えます。他にご意見ございますでしょうか。この実行につきまして、今後、いろいろとご報告も聞きたいと思えますが、実際にこれがどういう具合に実現できるか、たいへん大きな問題だと思っております。国のほうでもアベノミクスの今いちばんの問題は規制緩和でございます。今日もその会議が行われる予定で、私も呼ばれていたんですけども、これがあるから今日は欠席でございますけども、今後、大いにそれを実行していただくように。なかなか従来からの要請をビルドアップした方々からみると途方もないこともあるかもしれませんが、ぜひ実行していただきたいと考えております。何か皆さんからご意見を、せっかくでございますから、一言お願いいたします。

(余語委員) 東京との比較ということによって言っていましたけど、オリンピックの2週間のため巨額の投資をするんじゃなくて、毎日持続的に世界中からヒトとおカネが集まってくるようなツーリズムをしっかりと取り組んでいくということが重要だと思うんです。そのためにプロジェクトを定めて、規制緩和をどんどんしていくということが必要だと思います。

(福田委員) 1年間議論させていただいて、私も自分が関わってきた分野もあれば、今回初めて議論に関わらせていただいた分野もありまして、ひじょうにこういうことが問題になっているんだと、学びの多い場だったなと思えますし、個別の現場で議論をしている人たちじゃないと見えてこないところがあるんだらうなというふうに思えますので、今日も発表していただいているように、引き続きいろいろな事業者であるとか府民の皆様からの意見を継続的に聴いていただくということが大事なんだらうなと思うのと、あと今回の一つの目玉として、官官規制のところを入れていただいて、これはおそらく大阪だけでなく、国の規制で民営化とかを進めたいのだけれども断念しているケースというのは今まで数多くあります。そういう意味で言うと、自治体から民営化であるとか行政サービスの民間活用を進めていくための規制改革もおそらくフロントランナーということになっていかれると思えますので、これはぜひ実行していただければ。それによって、大阪だけでなく日本中の公共サービスを変えていくというような意気込みでやっていただけるといいんじゃないかというふうに思えます。ありがとうございます。

(岸委員) これでまとまって、ここから実行に移すのがすごい大事なんですけども、その際に、やはり留意すべきは、プロジェクト型でしっかりやりながら、プロジェクト型だけで終わらないで、使える手段は全部使うという点も必要だろうと。ちなみに、今日、夕方、先ほどの説明であったように、国家戦略特区の地域認定がありまして、たぶん大阪は入ってくれるだろうと期待してるんですけども、この特区で去年の夏ぐらいから議論が盛り上がり、やっぱりやる気のある自治体は大阪同様だいぶ健闘しておりまして、いろいろ資料を見ている限りは、たとえば起業とか創業に関しては、大阪よりかなり先を行った提案をしているところも出てきている。要は、大阪もがんばっているけど、他の自治体も特区をきっかけにがんばりだしているのが実態ですので、同時にこの国家戦略特区の関係で言えば、安倍首相が1月のダボス会議で岩

盤規制を2年間で改革する、国家戦略特区を使って改革すると宣言をし、国際的な公約もしてくれたわけですので、そういう意味でとりあえずの方向性もまとまった。プロジェクト型をしっかり進めていく。同時に、特区も、今日の夕方に入った場合は、そこからさらにどんどん提案を追加することができるわけですので、まさにこの規制改革に関して、日本の自治体の中で大阪がフロントランナーになることが、民都に他ならないと思いますので、そういう意味で、何らかの形で継続して、規制改革を進めていくというのが必要だと思います。

(小幡委員) ずっと出ささせていただいてありがとうございました。この戦略1から5を見てまして、やはり膨大なんですね。たくさん提言に入れさせていただきましたけれども、これからプロジェクトとか個々に進めていっていただきたいのは当然のことながら、これがまた1年、2年と経ちますと、プロジェクト、プロジェクトは進んでいるんだけど、結局何を目的でやっているのか、だんだんまた見えなくなっていくように思います。ですから、今回、これで大きな目で見ても、また個別に進めていく。それは何のために、全体を、たとえばプロジェクト方式の戦略1とかでしたら、10 ぐらい提案させていただいているわけですね。それはそれぞれ進めていっていただきたいんですけども、バラバラじゃなくて、戦略、大きな目的でいってまでするので、そこを常に振り返りながらしていっていただきたいと思います。たくさん提案させていただいて、全てにいっぺんに力を入れるのはとても難しいから、どれを進めていくかっていう順番付けもまた難しいと思いますが、そこを府市統合本部とかで十分検討していただいて、順番付けしていただいて、必ず良い方向に、大阪の活性化、大阪に人を呼ぶ、大阪に世界の人たちを呼ぶということで続けていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(吉川委員) 私は、一つだけ感想を申し上げたいのですが、この膨大な作業をこの1年間付き合っていて、たいへんな課題がいっぱいあるということを確認したわけですが、いちばん今思っているのは、官官規制にいちばん関わることなんです。今回は施設系で国が自治体を縛っているところに焦点を合せたんですが、じつは施設じゃなくても、教育であろうが福祉であろうが産業であろうが、さまざまなかっこうで自治体の行政に対して法令以外にさまざまな通知・通達の類、さまざまな文書で縛っているところが相当あるということを確認しまして、その縛っているのも法令以外に、たとえば財源的にも縛っているということがある。たとえば、交付税なんか自由な財源だといいいながら、じつはある程度の水準のサービスをやるためには自治体がおカネを使わざるを得ない。そうすると、結果的には自治体が使えるカネがひじょうに少なくなってしまふ、今回の作業をやりながら見えたんですね。私は、今回の作業というのは、そういう規制、「官官規制」という言葉はなかなか伝わりにくいと思うのですが、結局は国が自治体にいろんなことを、大きなお世話だというようなところまであるような、関与し過ぎることが、結局は住民サービスに対する多様性を縛っているということが今回見えたという気がします。今回の国と地方との関係というのは、じつは、90年代に地方分権の大きな潮流があったけれども、どうも2000年以降はなかなか止まっちゃってるようなところがありまして、それはたぶん全国の自治体が共通する認識としてあると思います。今回をきっかけにぜひ知事とか市長が他の自治体にこれだけのことが分かったんだからもっと一緒に改革するためにやれるんじゃないか、ということをやするための材料がずいぶん提供されたと思います。そんな感じがいたしました。

(堺屋会長) どうもありがとうございました。私から一言言いますと、大阪の話ってというのがなかなか全国に拡がらないですね。東京で何かやるといっぺんに全国に拡がるんですけど、大阪の話ってというのはなかなか、まあ、大阪に限らず、東京以外のところの話ってというのはなかなか拡がらないところがあります。今回この規制緩和で、大阪から始めて大阪が良くなったっていう実績を作らないと、話だけでは拡がらないんですね。したがって、このプロジェクト型の規制緩和で目にも物を見せるといのがたいへん大事なことではないかと思っております。幸い、来年は民都400年でございますので、ここでかなりド派手な行事、ド派手な規制緩和を。よそで思いつかないような行事をいくつか大阪中でやると。それが大阪の人たちに次の大阪の形を示す行為にもなるかと思っております。たいへん重要な役職を与えていただいておりますことだと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、答申を知事さんに差し上げたいと思います。

(松井知事) どうも、先生、ありがとうございます。

(堺屋会長) ありがとうございます。

では、これにて、規制改革会議を終了いたしますので、よろしいでしょうか。

(松井知事) 先生、ぼくから一言。

(堺屋会長) では、知事さんから、ぜひ。

(松井知事) 堺屋会長はじめ委員の皆さん、ほんとうにありがとうございます。この1年、さまざまな規制改革についてご提言をいただきました。先ほどからのお話の中で、提言を受けて、その結果をどう作るかがわれわれの仕事だと、これは行政、政治に求められているものであります。この規制改革という話になりますと、国における特区においても、岩盤規制がなぜ今まで厳しいものであったのか、打ち破れなかったのか。また、総理が内側を固める前に、なぜダボス会議で先に国際公約をされたのか。こういうところが、ぼくはいちばんポイントになるのかなと思っております。まさに、この規制の中で、既得権益の中で守られてきた人たちも、それは数多くいらっしゃるわけでありまして。しかしながら、今これからの日本は、一部の人たちの利益を守るような政治や行政では、日本国は発展しませんし、まさに今の赤字体質の日本国が黒字化転換できるかというのはひじょうに難しいと思っております。多くの方が求めているイノベーション、各分野への参入、そのためにもまさに今回の提言を受け、これを実施したいと思っております。先ほど、委員からは、優先順位も重要だとお話しいただきましたけども、できる限り成功させて、全ての分野が同時に進めていけるような態勢を整えていきたいと思っておりますし、これまで大阪府・大阪市においては、そういうことをやれるような形を作るために、2年3か月間、府と市は一体になって動いてきました。ぜひ今回の提言、まさに早期に目に見える形にしたいと思っております。また、そのつど、先生方にはさまざまなアドバイスもいただきたいと思っておりますし、もし先生方から見て、この部分止まっているんじゃないの、というような話があれば、ぜひご指摘をいただきたいと思っております。ほんとうに1年間、ひじょうにお忙しい中にも関わらず、議論を深めて、この提言をまとめていただきましたこと、心から感謝を申し上げます。そして、本日は、先ほどお話にもありましたように、まさにこの提言をいただいたその日に、今日の夕方、国家戦略特区が発表になると聞き及んでおります。ひじょうにわくわくしております。まさにその指定を受けた折には、この提言の中身をその中に入

れまして、ぜひ国との、と言いますか、各省庁との折衝に突き進みたいと思っておりますので、先生方のお力を。各先生方、国に対してもひじょうに影響のある先生方でございますので、その節はなにとぞよろしく願いを申し上げまして、感謝のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

(堺屋会長) どうも、知事さん、ありがとうございました。

(堀井副理事) それでは、これで会議を終了させていただきます。堺屋会長はじめ委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心にご議論をたまわり、ありがとうございました。